1. 高等学校

学 則 変 更 条 項 の 新 旧 対 照 表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　条　　　　項 | 旧　　　　条　　　　項 |
| （授業料、入学金及び検定料等）   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 金　　　額 | | 授 　業　 料  (年額)又は(月額) | 円 | | 維持管理費  (年額)又は(月額) | 円 | | 図　 書 費  （年　　　額） | 円 | | 暖　 房　 費  （年　　　額） | 円 | | 施　 設　 費 | 円 | | 検　 定　 料 | 円 |   第26条　本校の授業料、入学検定料及び検定料等は、次のとおりとする。  附　則  １　この学則は、 年 月 日から施行する。  　　ただし、第26条（授業料、入学料及び検定料等）に規定する検定料、入学料及び施設費については、 年 月 日から適用する。  ２　○年度中の編入学者、転入学者又は再入学者に係る検定料、入学料及び施設費の額は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。  ３　 年 月 日現在本校に在籍する者に係る授業料、維持管理費、図書費及び暖房費の額は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 | （授業料、入学金及び検定料等）   |  |  | | --- | --- | | 区　　　分 | 金　　　　額 | | 授 　業　 料  (年額)又は(月額) | 円 | | 維持管理費  (年額)又は(月額) | 円 | | 図　 書 費  （年　　　額） | 円 | | 暖　 房　 費  （年　　　額） | 円 | | 施　 設　 費 | 円 | | 検　 定　 料 | 円 |   第26条 本校の授業料、入学検定料及び検定料等は、次のとおりとする。 |

（注）１　小・中・中等教育学校については、この様式に準じて作成してください。

　　　２　変更に係る条項を記載し、変更箇所は朱書又は下線を引き明示してください。

1. 幼 稚 園

園 則 変 更 条 項 の 新 旧 対 照 表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　条　　　　項 | 旧　　　　条　　　　項 |
| （職員組織）  第11条　本園の職員組織は、次のとおりとする。  　 　園　　長　　　　　　　　　名  　　 教　　頭　　　　　　　　　名  　　 教　　諭　　　　　　　　　名  　 　園　　医　　　　　　　　　名  　　 園歯科医　　　　　　　　　名  　 　園薬剤師　　　　　　　　　名  　 　事務職員　　　　　　　　　名  （保育料、入園料及び入園検定料等）  第18条　本園の保育料、入園料及び入園検定料等は次のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 保 育 料(月額) | 円 | | 入 園 料 | 円 | | 暖 房 費(年額) | 円 | | ○ ○ 費 | 円 | | 入園検定料 | 円 |   　２　上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。     1. （削　除）   附　則  １　この園則は、 年 月 日から施行する。  　　ただし、入園料、入園検定料については、 年度入園児より適用する。  ２　この学則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。 | （職員組織）  第11条　本園の職員組織は、次のとおりとする。  　　 園　　長　　　　　　　　　名  　　 教　　諭　　　　　　　　　名  　 　園　　医　　　　　　　　　名  　　 園歯科医　　　　　　　　　名  　　　園薬剤師　　　　　　　　　名  事務職員　　　　　　　　　名  （保育料）  第18条　保育料は、月額　　　円とし、毎月　日までにその月分を納入しなければならない。  （入園料）  第19条　入園料は、　　　円とし、入園許可の際に納入しなければならない。 |

（注）変更に係る条項を記載し、変更箇所は朱書又は下線を引き明示してください。

（３）専修・各種学校

学 則 変 更 条 項 の 新 旧 対 照 表

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　　　条　　　　項 | 旧　　　　条　　　　項 |
| 第６章　生徒納付金  （生徒納付金）  第20条　本校の生徒納付金は、次のとおりとする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 納付  区分 | 課程 | 学科 | 昼 | 夜 | | 授  業  料 |  |  | 年額 円 | 年額 円 | |  |  |  | | 入  学  金 |  |  |  |  | |  |  |  | | 入検  定  学料 |  |  |  |  | |  |  |  | | ○  科  (費) |  |  |  |  | |  |  |  |     ２　在籍中の生徒の授業料は、原則として出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。  　３　入学金は、原則として入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。  附　則  １　この学則は、年 月 日から施行する。  　　ただし、入学検定料については、年 月　日から適用する。  （なお、すでに在籍している生徒の納付金については、従前の例による。）  ２　この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。 | 第６章　生徒納付金  （生徒納付金）  第20条　本校の生徒納付金は、次のとおりとする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 納付  区分 | 課程 | 学科 | 昼 | 夜 | | 授  業  料 |  |  | 年額 円 | 年額 円 | |  |  |  | | 入  学  金 |  |  |  |  | |  |  |  | | 入検  定  学料 |  |  |  |  | |  |  |  | | ○  科  (費) |  |  |  |  | |  |  |  |   ２　在籍中の生徒の授業料は、原則として出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。  　３　入学金は、原則として入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。 |

（注）変更に係る条項を記載し、変更箇所は朱書又は下線を引き明示してください。